愛媛県意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等(以下「聴覚障がい者等」という。)とその他の者との意思疎通を支援するために、意思疎通支援を行う者(第6条第3項の規定により知事が登録した者。ただし、必要に応じて県内市町に登録されている手話奉仕員及び要約筆記奉仕員も含む。以下「意思疎通支援者」という。)を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容)

- 第2条 前条の目的を達成するため、愛媛県意思疎通支援事業(以下「本事業」という。) として次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 意思疎通支援者を派遣する業務のうち、愛媛県内市町の意思疎通支援者を派遣する事業(以下「市町派遣事業」という。)の実施に際し、複数市町の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演、講義など当該市町では派遣できない場合等につき意思疎通支援者を派遣する業務
 - (2) 市町派遣事業に係る県内市町又は県内市町と他県の市町村相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務
 - (3) 前2号を行う連絡調整業務等担当者の設置
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は愛媛県とする。

(都道府県の責務)

第4条 知事は本事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(事業の委託及び監督等)

- 第5条 知事は、第2条に規定する業務を知事が適当と認めた団体等(以下「受託者」という。)に全部又は一部を委託することができる。
- 2 知事は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託 者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による知事の監督を受け、知事から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 愛媛県意思疎通支援者としての登録を希望する者は、愛媛県意思疎通支援者登録申

請書(様式第1号)に、次の第1号から第4号に掲げるいずれかの資格を証する書類等を 添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験の合格者
- (3) 全国統一要約筆記者認定試験の認定者
- (4) 前各号で規定するものと同等と認められる者
- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を愛媛県意思疎 通支援者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとす る。
- 3 知事は、前項の規定により愛媛県意思疎通支援者として決定したときは、愛媛県意思疎 通支援者登録台帳(様式第3号)に登録するものとする。
- 4 知事は、第1項の意思疎通支援者からの申請により、本人の同意を得た場合は、第3項において登録する情報について、県内市町長及び関係機関に情報提供するものとする。

(意思疎通支援者証)

- 第7条 知事は、意思疎通支援者に愛媛県意思疎通支援者証(様式第4号。以下「意思疎通 支援者証」という。)を交付するものとする。
- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、3年とする。
- 3 登録意思疎通支援者は、意思疎通支援者証の更新をするときは、意思疎通支援者証更新申請 書(様式第10号)を、知事に提出しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。) を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに愛媛県意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに愛媛県意思疎通支援者登録 事項変更届(様式第6号)を、知事に提出しなければならない。
- 7 意思疎通支援者は、登録の取り消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を知事に返還しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

- 第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 本事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
 - (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障がい者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣対象事項)

第9条 知事は、次に掲げる場合において、聴覚障がい者等又は聴覚障がい者等とコミュニ

ケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があると認めたときは意思疎通支援者を派遣する。

- (1) 県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事(県内全域から不特定多数の聴覚障がい者等の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町から聴覚障がい者等の参加が見込まれるものをいう。)
- (2) その他知事が特に必要と認める場合

(派遣対象地域)

第10条 意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、前条第2号の うち、県外での派遣が必要な場合は、当該派遣先の都道府県等の協力により派遣を行うも のとする。

(広域的な派遣の調整等)

- 第11条 愛媛県は、県内の市町相互間の派遣が円滑に行われるよう連絡調整等に努めるものとする。
- 2 知事は、他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長より、管内市町内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町長等に対し派遣の依頼を行うものとする。

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、愛媛県意思疎通支援者派遣申請書(様式第7号。以下「派遣申請書」という。)を派遣対象事項の該当市町を経由して提出するものとする。その際、当該市町長は、市町で派遣できない理由を付記したうえで、知事に依頼するものとする。ただし、第9条第1号の派遣対象事項のうち、予め愛媛県が本事業による派遣の必要があると判断したものについては、申請者は、派遣申請書により、県に直接派遣を申請するものとする。

(派遣の決定)

- 第13条 知事は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、愛媛県意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事又は受託者は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、意思疎通支援者に依頼するものとする。

(申請者の費用負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(連絡調整業務等担当者の設置)

第15条 知事は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整業務等を行う者を置くことができる。

(意思疎通支援者の派遣及び報告)

- 第16条 意思疎通支援者は、知事又は受託者の依頼に基づき、意思疎通支援業務を行う。この場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な意思疎通支援業務の実現に努めるものとする。
- 2 意思疎通支援者は、前項の規定に基づく意思疎通支援業務の終了後、速やかに「愛媛県 意思疎通支援派遣業務報告書(兼報酬等請求書)」(様式第9号。以下「業務報告書」と いう。)を作成し、第13条第2項の依頼者に提出しなければならない。ただし、第9条の 派遣対象事項のうち広域的な行事など、業務を行う意思疎通支援者が複数にわたる場合は、 派遣調整等を行った団体等が代表して業務報告書を作成し、提出することができる。

(報酬等)

第17条 知事又は受託者は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を業務報告書の提出者に対し支払うものとする。

(意思疎通支援者の研修)

第18条 知事は、意思疎通支援者に対して、意思疎通支援者としての資質の向上、研鑚を深めるための研修を必要に応じて実施する。

(意思疎通支援者の健康保持等)

第19条 知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害の予防及び意思疎通支援者の健康保持に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第20条 知事は、本事業の実施にあたっては、聴覚障がい当事者団体、意思疎通支援者関係 団体等と連携を密にし、本事業の効果的な推進を図るものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月8日から適用する。

附 則 (平成28年3月14日27障第1414号)

- 1 愛媛県意思疎通支援事業実施要綱の一部改正及び次項の規定は、平成28年4月1日から 施行する。
- 2 平成28年4月1日前に交付された改正前の愛媛県意思疎通支援事業実施要綱様式第4号の規定による意思疎通支援者証は、改正後の愛媛県意思疎通支援事業実施要綱様式第4号の規定による意思疎通支援者証とみなす。

附 則 (平成 30 年 7 月 9 日 30 障第 638 号)

愛媛県意思疎通支援事業実施要綱の一部改正は平成30年7月9日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日2障第1321号)

- 1 愛媛県意思疎通支援事業実施要綱の一部改正及び次項の規定は、令和3年4月1日から 施行する。
- 2 この要綱施行の際現にある旧要綱による様式は、当分の間、これらを訂正して使用することができる。

別表 (第17条関係)

項目	基準		金額
報酬	申請者との待合わせ時間 から終了時間までを基準 時間とする。別途打合せ	1時間まで	2,000円
	を行った場合はその時間 を加算する。	1 時間を超え た場合、30分毎	1,000円
手数料	派遣調整等に係る経費	1時間まで	1,000円
	(上記「報酬」の基準に	1時間を超え	500円
	同じ。)	た場合、30分毎	20011
交通費			実費(公共交通機関を利用した
	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務		場合に限る。)
	の実施場所までの往復に要した経費		自家用車を使用した場合は、1
			kmにつき37円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認め		タクシー料金
	られた場合		